

令和7年度神奈川県中小企業制度融資取扱細目

この細目は、神奈川県中小企業制度融資実施要領（以下「実施要領」という。）第14項の規定に基づき、神奈川県中小企業制度融資の取扱いについて必要な事項を定める。

1 経営安定資金

（1）用語の定義

実施要領第3項に規定する経営安定資金における用語の意義は、それぞれ次のとおりとする。

ア 売上・利益減少対策融資における「最近3箇月若しくは6箇月」「最近1箇月」「原油・原材料高騰等の影響」

「最近3箇月若しくは6箇月」とは、確認月の前月から遡って3箇月間若しくは6箇月間とし、「最近1箇月」とは、確認月の前月とする。ただし、経理処理等の都合により、確認月の前月からの比較が困難な場合に限り前々月からの比較期間を用いることができるものとする。

また、「原油・原材料高騰等の影響」とは、ロシア・ウクライナ情勢等による原油・原材料高騰及び必要な物資の供給制限の影響、米国関税措置による事業活動への影響並びに日産自動車株式会社の生産縮小による事業活動への影響をいう。

なお、実施要領第3項（3）に基づく場合で売上高又は売上総利益額（粗利益）の比較対象期間がない者は、融資対象者とはならない。

イ 事業再生サポート融資における「資材高騰や物価高、人手不足等の影響を受けた者」

「資材高騰や物価高、人手不足等の影響を受けた者」とは、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、借入が過大となり、また、物価高や人手不足等の影響により、厳しい状況に置かれている者

（2）融資利率

ア 経営安定融資に係る融資利率

実施要領第3項（1）に規定する融資のうち中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「法」という。）第2条第5項中第5号を除く各号のいずれかに該当し、事業所の住所地を所管する市町村長の認定を受けた者に係る別枠融資の融資利率のうち、融資期間1年超5年以内の場合は、年利1.8%以内とする。

イ セーフティネット保証5号に係る融資利率

実施要領第3項（2）に規定するセーフティネット保証5号に係る融資利率のうち、融資期間1年超5年以内の場合は、年利1.8%以内とする。

ウ 売上・利益減少対策融資に係る融資利率

実施要領第3項（3）ア（ア）に規定する売上・利益減少対策融資に係る融資利率のうち、融資期間1年超5年以内の場合は、年利1.8%以内とし、（イ）に規定する原油・原材料高騰等対策特別融資に係る融資利率のうち、融資期間2年以内の場合は年利1.3%以内、5年以内の場合は年利1.6%以内とする。

エ 条件変更改善借換融資に係る融資利率

実施要領第3項（5）ウに規定する条件変更改善借換融資に係る融資利率のうち、融資期間10年以内の場合は、年利2.0%以内とする。

オ リターンアシスト長期保証融資（別枠保証を含む。）に係る融資利率

実施要領第3項（5）エに規定するリターンアシスト長期保証融資及びオに規定するリターンアシスト長期保証融資（別枠保証）に係る融資利率のうち、融資期間10年以内の場合は、年利2.0%以内とする。

カ 事業再生サポート融資に係る融資利率

実施要領第3項(7)に規定する事業再生サポート融資に係る融資利率のうち、融資期間10年以内の場合は、年利2.3%以内とする。

キ 災害対応融資に係る融資利率

実施要領第3項(8)に規定する災害対応融資に係る融資利率のうち、融資期間2年以内の場合は、年利1.3%以内、融資期間2年超5年以内の場合は、年利1.6%以内とする。

(3) 融資手順及び取扱金融機関の責務

ア 削除

イ 実施要領第3項に規定する経営安定資金のうち、(3)ア(ア)に基づく場合にあっては、経営安定資金(売上・利益減少対策融資)融資対象確認(申請)書(様式1)に必要な書類を添付した融資申込みを取扱金融機関が受け付け、(イ)に基づく場合にあっては、経営安定資金(原油・原材料高騰等対策特別融資)融資対象確認(申請)書(最近3箇月又は6箇月の売上高減少用)(様式1-4)、経営安定資金(原油・原材料高騰等対策特別融資)融資対象確認(申請)書(最近3箇月又は6箇月の売上総利益(粗利益)減少用)(様式1-5)、経営安定資金(原油・原材料高騰等対策特別融資)融資対象確認(申請)書(最近1箇月とその後2箇月の売上高減少用)(様式1-6)又は経営安定資金(原油・原材料高騰等対策特別融資)融資対象確認(申請)書(最近1箇月とその後2箇月の売上総利益(粗利益)減少用)(様式1-7)に必要な書類を添付した融資申込みを取扱金融機関が受け付ける。

ウ 実施要領第3項に規定する経営安定資金のうち、(4)に基づく場合にあっては、経営安定資金(借換支援融資)融資対象確認(申請)書(様式2-1)に必要な書類を添付した融資申込みを取扱金融機関が受け付ける。

エ 実施要領第3項に規定する経営安定資金のうち、(5)ア(ア)又は(イ)に基づく場合にあっては、次のとおりとする。

(ア) 取扱金融機関は、原則として四半期に1回、経営の状況を確認するとともに、この融資の利用者から計画の実行状況等の報告を受けるものとする。

(イ) 取扱金融機関は認定経営革新等支援機関と連携し、この融資の利用者に対し、当初策定した計画の見直し及び同計画を進めるための経営支援を行うものとする。

(ウ) 取扱金融機関は、原則として、計画を策定した日の属する事業年度から5事業年度にわたり、年1回この融資の利用者の事業年度毎に、県信用保証協会に対し、国の「経営力強化保証制度」の規定に従い、所定の報告を行うものとする。

(エ) 取扱金融機関はこの融資の利用者の実行状況を踏まえ、認定経営革新等支援機関と連携し、必要に応じて、この融資の利用者に対し、計画の修正に係る指導・助言や追加的な経営支援を行うものとする。

オ 実施要領第3項に規定する経営安定資金のうち、(5)ア(ウ)に基づく場合にあっては、次のとおりとする。

(ア) 取扱金融機関はこの融資の利用者から、四半期に1回、計画の実行状況の報告を受けるものとする。

(イ) 取扱金融機関は認定経営革新等支援機関と連携し、この融資の利用者に対し、計画の策定支援や経営支援を行うものとする。

(ウ) 取扱金融機関は、原則として年1回この融資の利用者の事業年度毎に、県信用保証協会に対し、同利用者の計画の実行状況とともに、取扱金融機関、認定経営革新等支援機関の経営支援状況を報告しなければならない。

(エ) 取扱金融機関はこの融資の利用者の実行状況を踏まえ、認定経営革新等支援機関と

連携し、必要に応じて、同利用者に対し、計画の修正に係る指導・助言や追加的な経営支援を行うものとする。

カ 実施要領第3項に規定する経営安定資金のうち、（5）ア（エ）又は（オ）に基づく場合にあっては、次のとおりとする。

（ア）取扱金融機関は、県信用保証協会が定めた「リターンアシスト長期保証制度要綱」又は「リターンアシスト長期別枠保証制度要綱」の規定に従い、融資の利用者に対し期中支援を行わなければならない。

（イ）この融資の利用者は、原則として6箇月間、制度融資を利用することができない。

キ 実施要領第3項に規定する経営安定資金のうち、（7）に基づく場合にあっては、次のとおりとする。

（ア）取扱金融機関はこの融資の利用者から、四半期に1回、計画の実行状況の報告を受けるものとする。

（イ）事業再生の計画が産業競争力強化法（平成25年法律第98号）に規定する認定支援機関（以下「認定支援機関」という。）の支援に基づき作成されたものである場合、取扱金融機関は当該認定支援機関と連携し、この融資の利用者に対して、事業再生計画のフォローアップを通じ、経営支援を行うものとする。

（ウ）取扱金融機関は、原則として3年間にわたり、この融資の利用者の事業年度毎に、県信用保証協会に対し、同利用者の計画の実行状況とともに、自らの経営支援状況を報告しなければならない。なお、当該報告がなかった場合は、その案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。

（エ）取扱金融機関はこの融資の利用者の実行状況を踏まえ、（事業再生の計画が認定支援機関の支援に基づき作成されたものである場合にあっては、当該認定支援機関と連携し、）必要に応じて、同利用者に対し、計画の修正に係る指導・助言や追加的な経営支援を行うものとする。

ク 取扱金融機関は、申込者の資格等を審査し、融資することが適当と認められるものについて、必要書類を添えて県信用保証協会に保証依頼をする。

2 小口零細企業保証資金

実施要領第4項に規定する小口零細企業保証資金（小口零細企業保証資金（ミニ）を除く。）に係る融資利率のうち、融資期間1年以内の場合は、年利1.4%以内、融資期間1年超5年以内の場合は、年利1.8%以内とする。

3 小規模事業資金（小規模クイック融資）

実施要領第5項に規定する小規模クイック融資に係る融資利率のうち、融資期間1年超5年以内の場合は、年利2.0%以内、融資期間5年超7年以内の場合は、年利2.2%以内とする。

4 事業振興資金

（1）用語の定義

実施要領第6項に規定する事業振興資金における用語の定義は、次のとおりとする。

ア 流動資産担保融資における「棚卸資産」

「棚卸資産」とは、商品仕入による在庫商品のほか、製造業における製品在庫などをいう。ただし、動産譲渡登記をすることができないものを除く。

イ 新たな事業展開対策融資における用語の意義

実施要領第6項（4）に規定する新たな事業展開対策融資における用語の意義は、それぞれ次のとおりとする。

（ア）「新たな事業の展開や事業の改善等」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

a 現在行っている事業を継続しながら、現在の事業とは異なる事業（平成25年10月改

定の日本標準産業分類に基づく小分類を異にする事業）に進出すること。

b 現在行っている事業を廃業又は休業し、現在の事業とは異なる事業（平成25年10月改定の日本標準産業分類に基づく小分類を異にする事業）に進出すること。

c 新商品又は新技術の研究開発

d 研究開発の成果たる新商品又は新技術の事業化

e 事業所の安全衛生の改善に寄与する施設・設備等の導入

(イ) 「新技術の導入（情報通信技術等を含む。）等」とは、次のいずれかの技術、設備等の導入をいう。

a 性質、機能、その他生産物の付加価値の向上に資する技術・設備

b 生産工程の合理化に資する生産工程又は生産システム

c 省資源、省エネルギー又は省力化に資する技術・設備

d 新規に考案された製品、品質、機能等の著しい向上が認められる製品

e 大幅なコストダウンや品質の向上に寄与する技術・設備

f I S O 9 0 0 0 シリーズ（品質管理システム）を導入するために必要となる施設設備の設置、改善及び当該シリーズの認証取得に要するコンサルタント料・審査登録料

g I C T（情報通信技術）化に対応するための設備

(ウ) 「新規販路の開拓や事業の改善等」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

a 新たな店舗の増設、消費者ニーズに対応した店舗等の増改築

b 生産工程、デザイン等の変更

c 新技術等の導入、作業工程の見直しによる事務改善等

(2) 融資利率

事業振興融資に係る融資利率

実施要領第6項(1)の融資利率について、融資期間1年超で、県信用保証協会の信用保証を付ける場合は、年利2.8%以内の固定金利又は変動金利を選択できるものとする。

なお、変動金利を選択する場合の融資利率は、取扱金融機関の短期プライムレート又は短期プライムレート以下に設定されるレート（以下、両レートを「短期プライムレート等」という。）に0.8%を加算した利率の範囲内で変動するものとする。

(3) 取扱金融機関の責務

実施要領第6項に規定する事業振興資金のうち、(6)に規定する協調支援型特別融資のうち、ア(イ)にあっては、取扱金融機関の責務を次のとおりとする。

ア 取扱金融機関は、原則として四半期に1回、経営の状況を確認するとともに、この融資の利用者から経営状況等の報告を受けるものとする。

イ 取扱金融機関は、この融資の利用者に対し、当初策定した計画の見直し及び同計画を進めるための経営支援を行うものとする。

ウ 取扱金融機関は、原則として、計画を策定した日の属する事業年度から5事業年度にわたり、年1回この融資の利用者の事業年度毎に、県信用保証協会に対し、国の「協調支援型特別保証制度」の規定に従い、所定の報告を行うものとする。

エ 取扱金融機関はこの融資の利用者の実行状況を踏まえ、必要に応じて、同利用者に対し、指導・助言や追加的な経営支援を行うものとする。

(4) 具体的な資金使途

ア 実施要領第6項(3)ア(ア)に該当する資金使途は、「中小企業等経営強化法」（平成11年法律第18号）に基づき認定を受けた「経営力向上計画」に従って行われる事業のうち、新事業活動の実施に必要な資金とする。

イ 実施要領第6項(3)ア(イ)に該当する資金使途は、「中小企業等経営強化法」（平成11年法律第18号）に基づき認定を受けた「先端設備等導入計画」に従って行われる先端設備等導入に必要な資金とする。

- ウ 実施要領第6項(4)ア(ア)に該当する資金使途は、新たな事業の展開に必要とする資金又は事業の改善に必要とする資金とする。
- エ 実施要領第6項(4)ア(イ)に該当する資金使途は、「下請中小企業振興法」(昭和45年法律第145号)に基づく「特定下請連携事業計画」の認定を受けた中小企業が必要とする資金とする。
- オ 実施要領第6項(5)に該当する資金使途は、「中小企業等経営強化法」(平成11年法律第18号)に基づき承認を受けた「経営革新計画」に従って経営革新を行うために必要とする資金とする。
- カ 実施要領第6項(7)に該当する資金使途は、それぞれ次のとおりとする。
- (ア) 実施要領第6項(7)ア(ア)に規定する資金使途は、自然災害や大火災などの緊急時における事業継続のための手法・手段などを取り決めておく事業継続計画(BCP)の策定に係るコンサルタント等外部への委託に要する費用及び事業継続計画(BCP)に基づく対策として行う施設・設備の導入・改善費用又は資機材・燃料の備蓄費用に充てるための資金(事業継続計画の資金計画に計上されている資金に限る。)
- (イ) 実施要領第6項(7)ア(イ)に規定する資金使途は、経済産業大臣の認定を受けた事業継続力強化計画に従って行われる事業継続力強化に必要な資金
- (ウ) 実施要領第6項(7)ア(ウ)に規定する資金使途は、経済産業大臣の認定を受けた連携事業継続力強化計画に従って行われる連携事業継続力強化に必要な資金
- キ 実施要領第6項(8)に該当する資金使途は、次のとおりとする。
- (ア) 輸出関係
- a 貿易商社が輸出品の集荷をするために要する資金
- b 輸出品製造業者が外国から注文を受け、又は貿易商社から注文を受けた輸出品の製造をするために要する資金
- c 輸出品製造業者が、輸出品の見込生産をするために要する資金
- d 貿易商社及び輸出品製造業者が輸出契約による輸出品の船積み後、輸出代金を回収するまでの資金
- (イ) 輸入関係
- a 信用状(L/C)を開設する際に金融機関に預け入れる保証金
- b 輸入担保荷物保管証(T/R)又は荷物引取保証(L/G)を差し入れる際に、金融機関に預け入れる保証金
- c 輸入貨物代金決済の支払いに当てるための資金

5 ライフステージ別資金(創業期)創業支援融資

(1) 用語の定義

実施要領第7項(1)に規定する創業支援融資にあつては、客観的にみて事業に着手していることが明らかであれば、創業したものとして認めることとし、その判断は、次に掲げるものを確認することにより行う。

ア 法人にあつては、登記簿上の設立年月日

イ 個人にあつては、税務官署に提出した個人事業開業届出書(開業予定日のみを記載されたものを除く。)、事業用建物の建築確認書、建築請負契約書、賃貸契約書又は商品売買契約書等

(2) 融資手順及び取扱金融機関の責務

実施要領第7項(1)に規定する創業支援融資にあつては、次のとおりとする。

ア 創業関連保証制度要綱及び再挑戦支援保証制度要綱による場合は創業・再挑戦計画書(様式5-1)、スタートアップ創出促進保証制度要綱による場合は国の定める創業計画書に必要書類を添付した融資申込みを取扱金融機関が受け付ける。

イ 創業前で、許認可等を受けておらず、客観的事業着手がない場合は、計画書の「1.事業概要」の「許可等」及び、「2.創業準備の着手状況」の「力」に必要事項を記載することにより、金融機関等が計画書の内容と許認可等の取得見通しを確認することで足りる。

ウ 取扱金融機関は、申込者の資格及び計画書等の内容を審査し、融資することが適当と認められるものについて、県信用保証協会に保証依頼をする。

(3) 創業支援機関の責務

実施要領第7項(1)イ(ア)における創業支援機関は、事業計画書の作成を支援したこの融資の利用者に対して、およそ6箇月に1回、計2回以上の経営指導を実施し、その結果を創業支援融資(創業特例)サポート記録(別記様式)に記入し、別に定める期限まで保存すること。

6 削除

7 ライフステージ別資金(再生期)事業承継関連融資

(1) 用語の定義

実施要領第9項に規定する事業承継関連融資における用語の定義は、次のとおりとする。

「事業承継」の時点は、個人事業にあつては、税務官署に提出した個人事業の開業・廃業等届出書の開業日をいい、法人事業にあつては、商業登記簿上の後継者の代表者(代表取締役)の就任日をいう。

(2) 融資手順及び取扱金融機関の責務

実施要領第9項に規定するライフステージ別資金(再生期)のうち、(1)ア(ア)に基づく場合であつては、事業承継計画書(様式14-1)、(1)ア(イ)に基づく場合であつては、事業計画書(事業承継後)(様式14-2)、(1)ア(キ)に基づく場合であつては、事業承継計画書(持株会社方式)(様式14-3)にそれぞれ必要書類を添付した融資申込みを取扱金融機関が受け付ける。

取扱金融機関は、申込者の資格、事業計画書等の内容を審査し、融資することが適当と認められるものについて、必要書類を添えて県信用保証協会に保証依頼をする。

(3) 具体的な資金使途

実施要領第9項(1)に該当する融資対象は、事業承継に取り組むために必要な資金とする。ただし、実施要領第9項(1)ア(ク)に該当する融資対象が、事業承継を行う前である場合は、この限りではない。

8 削除

9 政策連動資金

(1) 脱炭素(カーボンニュートラル)促進融資

ア 用語の定義

実施要領第11項(1)ア(オ)に規定する環境・省エネルギー対策における「低公害車の購入」とは、次に掲げる貨物自動車等の購入をいう。

(ア) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号。以下「自動車NO_x・PM法」という。)第12条に規定する窒素酸化物排出基準若しくは粒子状物質排出基準、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)第37条に規定する粒子状物質排出基準又は埼玉県生活環境保全条例(平成13年埼玉県条例第57号)第31条に規定する粒子状物質排出基準に適合しない貨物自動車等(自動車NO_x・PM法第13条第1項に規定する指定自動車(ディーゼル乗用車を除く。))のうち県内地域に使用の本拠の位

置を有するものをいう。)の大气污染防治法(昭和43年法律第97号)第19条第1項に規定する自動車排出ガスの量の許容限度に適合する貨物自動車等への買換え。ただし、次の各号に該当する場合に限る。

- a 使用中の車は、神奈川県生活環境の保全等に関する条例(平成9年神奈川県条例第35号。以下「条例」という。)第96条の3の規定により県内の運行が禁止されているものでないこと。
- b 使用中の車は、買換え実施後速やかに、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第13条に基づく移転登録又は同法第15条及び第16条に基づく抹消登録がされること。
- c 使用中の車がガソリン車又はLPG車である場合は、車両総重量が2.5t超であること。
- d 買換え後の車の総重量は使用中の車の総重量と同程度であること。

(イ) 九都県市指定低公害車(自家用乗用車及び軽貨物車を除く。)の購入

イ 具体的な融資対象

- (ア) 実施要領第11項(1)ア(ア)に該当する融資対象は、太陽光、風力、水力、地熱又はバイオマス燃料を利用した発電設備及びその付帯設備の導入に必要となる費用とする。
- (ア)の2 実施要領第11項(1)ア(イ)に該当する融資対象は、イ(ア)とともに設置するイ(カ)に規定する設備の導入に必要となる費用とする。
- (イ) 実施要領第11項(1)ア(エ)に該当する融資対象は、電気自動車(EV)、燃料電池自動車(FCV)又は電気自動車(EV)の充電設備を事業所や工場に導入するための費用とする。
- (ウ) 実施要領第11項(1)ア(オ)に規定する「公害防除施設・設備若しくは環境負荷低減のための施設・設備等の設置、改善等」に該当する融資対象は、次のいずれかに要する資金とする。
 - a 公害防除施設・設備(附属機器としての測定機器を含む。)の設置、改善
 - b 低NOxボイラーの設置、改善(低NOxボイラーとは、条例施行規則別表第3中の2に規定する排出基準を満たすボイラーをいう。)
 - c 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第14条の3又は条例第113条の7第1項に基づき、知事若しくは市長から地下水水質浄化措置命令を受けた者又は当該浄化措置の行政指導を受けた者が行う地下水の浄化のための施設・設備の設置、改善
 - d 土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)又は条例に基づく土壤汚染状況調査
 - e 土壤汚染対策法又は条例に基づき土壤汚染状況調査を行った結果、汚染が判明した場合に行う汚染の除去等の措置(ただし、土壤汚染の除去等の措置のための資金については、運転資金のみの利用ができるものとする。)
- (エ) 実施要領第11項(1)ア(オ)に規定する「工場等の移転」に該当する融資対象は、公害防止のための工場、店舗等の移転に伴う土地又は建物の取得に要する資金とする。
- (オ) 実施要領第11項(1)ア(カ)に規定する「産業廃棄物処理施設の整備」に該当する融資対象は、別に定める産業廃棄物処理施設の新設又は改良事業(施設設置に要する必要最小限の用地取得、造成費を含み、新設の場合は既設の産業廃棄物焼却施設の解体撤去費を含む。)に要する資金とする。
- (カ) 実施要領第11項(1)ア(キ)に規定する省エネ設備等の導入に関する融資に該当する融資対象は、次のいずれかに該当するものとする。

CO₂削減対策のために以下の設備等を導入するための費用(いずれもCO₂削減効果が見込まれるものであること。(新規導入の場合はエネルギー効率の高いものであること。))

- a ボイラー、加熱設備、熱交換器、ポンプ、コンプレッサーその他の生産設備
- b 冷凍庫、ショーケースその他の業務用設備

- c 空気調和設備、給湯設備、換気設備、照明その他の建築設備
- d 変圧器、進相コンデンサーその他の受変電設備、エネルギー管理システム
- e コージェネレーション設備
- f 複層ガラス、遮光フィルムその他の空調負荷低減を目的とした建築物外皮
- g 神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則第1条第1項に掲げる再生可能エネルギー等を活用した熱供給のための設備

(キ) (ウ) から (カ) までの施設及び設備の設置目的に沿う運転資金

ウ 融資手順及び取扱金融機関の責務

(ア) 実施要領第11項(1)ア(ア)～(エ)に基づく場合にあっては、政策連動資金(脱炭素(カーボンニュートラル)促進融資)事業計画書(様式9)のほか必要書類を添付した融資申込みを取扱金融機関が受け付ける。

(イ) 実施要領第11項(1)ア(オ)又は(カ)に基づく場合にあっては、認定手続きを経た、政策連動資金(脱炭素(カーボンニュートラル)促進融資)対象認定(申請)書(様式8)のほか必要書類を添付した融資申込みを取扱金融機関が受け付ける。

(ウ) 実施要領第11項(1)ア(キ)に基づく場合にあっては、認定手続きを経た、政策連動資金(脱炭素(カーボンニュートラル)促進融資)対象設備等認定(申請)書(様式10)のほか必要書類を添付した融資申込みを取扱金融機関が受け付ける。

(エ) 実施要領第11項(1)ア(ア)、(イ)、(ウ)、(オ)又は(カ)に基づく場合にあっては、取扱金融機関は、申込者の資格、事業計画書等の内容、認定を受けた対象設備等との整合性等を審査し、融資することが適当と認められるものについては、必要書類を添えて県信用保証協会に保証依頼をする。

また、実施要領第11項(1)ア(エ)又は(キ)に基づく場合にあっては、取扱金融機関は、申込者の資格、事業計画書等の内容、認定を受けた対象設備等との整合性等を審査し、信用保証を付した上で融資することが適当と認められるものについては、必要書類を添えて県信用保証協会に保証依頼をする。

(2) SDGs パートナー支援融資

ア 用語の定義

実施要領第11項(2)に規定するSDGs パートナー支援融資における「SDGs パートナー」とは、県(SDGs 推進の所管課)の募集する「かながわSDGs パートナー」として登録された企業等である。

イ 融資手順及び取扱金融機関の責務

実施要領第11項(2)のア(ア)又は(ウ)に基づく場合にあっては、同要領第11項(2)のイに掲げる融資申込書(県制度融資要綱第2号様式)等必要書類を取扱金融機関が受け付ける。

実施要領第11項(2)のア(イ)に基づく場合にあっては、「政策連動資金(SDGs パートナー支援融資)事業計画書」(様式15)に必要書類を添付した融資申込みを取扱金融機関が受け付ける。

取扱金融機関は、申込者の資格、事業計画書等の内容を審査し、融資することが適当と認められるものについて、必要書類を添えて県信用保証協会に保証依頼をする。

10 連帯保証人について

法人代表者以外の連帯保証人の徴求は、次に掲げる特別な事情がある場合に限る。

- (1) 実質的な経営権を有している者、営業許可名義人又は経営者本人の配偶者(当該経営者本人とともに当該事業に従事する配偶者に限る。)が連帯保証人となる場合
- (2) 経営者本人の健康上の理由のため、事業承継予定者が連帯保証人となる場合
- (3) 財務内容その他の経営状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を

超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出があった場合（ただし、協力者等が自発的に連帯保証の申し出を行ったことが客観的に認められる場合に限る。）

11 信用保証料について

- (1) 信用保証を付した場合、原則として融資対象者は別表に掲げる信用保証料率に応じた信用保証料を支払うものとする。
- (2) 事業承継関連融資のうち、実施要領第9項(1)ア(ク)又は(ケ)に該当する融資を受ける場合で、かつ、中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターが事業の承継に係る計画及び財務内容その他の経営の状況の確認をした「事業承継時判断材料チェックシート（国所定の様式）」を提出した場合には、別表に掲げる信用保証料率に応じた信用保証料を支払うものとする。
- (3) 商工会、商工会議所、公益財団法人神奈川産業振興センター、制度融資取扱金融機関（ただし、事業承継関連融資のみ）又は、県信用保証協会が派遣する専門家（以下、この項においては「支援機関」とする。）がその内容を確認した、「企業経営の未病改善のための事業計画書」（A様式の2）を提出した融資対象者が、小口零細企業保証資金、小規模事業資金、BCP策定支援融資又は事業承継関連融資を受ける場合には、別表に掲げる信用保証料率に応じた信用保証料を支払うものとする。

12 借換えについて

(1) 借換えを行うことのできる資金

神奈川県中小企業制度融資要綱（以下「要綱」という。）第8条に規定する経営安定資金（ただし、実施要領第3項(8)ア(ウ)に規定する融資については、国の災害関係保証における取扱いによるものとする。）、同第9条に規定する小口零細企業保証資金、小規模事業資金及び事業振興資金（ただし、実施要領第6項(1)、(2)及び(6)に規定する融資に限る。）並びに同第10条に規定するライフステージ別資金（創業期）及びライフステージ別資金（再生期）（ただし、実施要領第9項ライフステージ別資金（再生期）事業承継関連融資のうち(1)ア(キ)を除く。）とする。

(2) 借換える対象となる既往借入金

ア 県制度融資の既往借入金

イ 県制度融資以外の県信用保証協会の保証付既往借入金

ウ 県信用保証協会以外の信用保証協会の保証付既往借入金（県信用保証協会がやむを得ない事情があると認めた場合に限る。）

エ 県信用保証協会への求償債務（実施要領第3項(7)に規定する事業再生サポート融資及び事業再生サポート融資（感染症対応枠）・（経営改善・再生支援強化枠）に限る。）

(3) 事業承継関連融資の特例

実施要領第9項ライフステージ別資金（再生期）事業承継関連融資のうち(1)ア(ク)における借換える対象となる既往借入金は、県信用保証協会の保証付でないものも含み、次に掲げるものに該当するものとする。

ア 県信用保証協会の保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する者にあつては、保証人（個人に限る。以下同じ。）を提供している既往借入金

イ 令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した者であつて、事業承継日から3年を経過していない者にあつては、事業承継前における保証人を提供している既往借入金

(4) 借換えの方法

原則として、既存残高と同一金融機関からの取扱いとする。ただし、申込者と金融機関相互間の責任において三者間で合意がある場合に限り、他の金融機関分を借換えることができるものとする。

(5) 資金使途

借換えのための返済に充てられる資金の使途は、運転資金とする。

なお、借換えと同時に新たに設備資金を借り入れる場合の融資期間は、第15項（3）の規定に従うものとする。

13 削除

14 融資条件の変更をした場合の融資利率の取扱い

(1) 毎月の返済額

毎月の返済額を、当初融資実行時の返済計画から減額する融資条件の変更（以下「変更」という（ただし（4）を除く。））を行い、変更後の返済計画が次項に規定する「正常」に該当しない場合のみ、取扱金融機関は、変更後の融資利率について、変動金利を採用することができるものとする。

(2) 用語の定義

県制度融資における「正常」の定義は、次のとおりとする。

ア 融資期間を延長しない場合は、据置期間がなく、変更後の毎月の返済額が、融資実行当初（据置期間があるときは据置期間後）の毎月の返済額と同額以上となること。

イ 融資期間を延長する場合は、融資残高を毎月の変更後の返済額（返済額が返済回により異なる場合には、変更後6箇月間の返済額の平均）で除した場合に、返済回数が121回以下となること。

(3) 変動金利の融資利率

（1）の規定に基づき採用する変動金利の融資利率は、短期プライムレート等に年1.0%を加えた率以内とする。

(4) 融資利率の取扱い

（1）の規定に基づき変動金利を採用した後、さらに融資条件の変更を行う場合、その変更の内容が（2）に規定する「正常」に該当する場合には、融資利率を次のとおり取り扱う。

ア 融資期間を延長しない場合は、融資当初の融資利率（固定金利）に戻す。

イ 融資期間を延長する場合は、当該融資メニューの今回の変更時点における融資利率（固定金利）を適用する。ただし、次の（ア）、（イ）の場合、今回の変更時点における実施要領第6項（1）に規定する事業振興融資の融資期間1年超の融資（固定金利・信用保証を付けた場合）及び融資当初の同融資（これに相当する融資を含む。）の上限利率の差が正の値の場合、融資当初の融資利率（固定金利）にその差を加えた率以内とする。なお、上限利率の差が負の値の場合は、融資当初の融資利率（固定金利）以内とする。

（ア）要領等に規定された融資当初の融資又はこれに相当する融資が今回の変更時点において存在しない場合

（イ）神奈川県新型コロナウイルス感染症対応資金を利用している場合

ウ 融資当初の融資利率が変動金利の場合にもア及びイの規定を準用し、融資当初又は今回の変更時点における融資利率（変動金利）を適用する。

15 その他

(1) 認定状況の報告

ライフステージ別資金又は政策連動資金の融資対象要件認定機関は、融資対象要件認定状況報告書（B様式）に認定書の写しを添付して、認定の翌月5日までに金融課へ報告するも

のとする。

(2) 同一設備に対して併用できない他の県融資制度

中小企業高度化資金、企業立地促進融資及び企業誘致促進融資において貸付対象となった設備に対する融資

(3) 設備資金及び運転資金を併用する資金の融資期間

設備資金と運転資金で融資期間が異なる定めをしている資金（ただし、実施要領第3項（5）ア（ア）又は（イ）を除く。）において、設備資金及び運転資金を併用して利用する場合の融資期間は、設備資金が2分の1以上の場合に限って、設備資金の融資期間を適用する。

(4) 土地の購入について対象とならない資金の例

ア 投機性を有する土地の取得に要する資金

イ 県外の土地の取得に要する資金

(5) 融資残高と保証付融資

既存の県信用保証協会の保証付融資残高との合計で8,000万円までの範囲内となる新規の保証付融資は、原則として無担保で保証承諾を得ることができることとなっているが、中小企業者の事業、経営内容により一律の取扱いではないので注意すること。ただし、県信用保証協会の保証をつけない県制度融資で借換える場合は、この限りではない。

(6) 県外金融機関での取扱い

融資の取扱いは、原則として県内の取扱金融機関の本・支店等とするが、東京都、埼玉県、千葉県、静岡県、山梨県に所在する取扱金融機関の本・支店等に関し、取扱いを認めるものとする。

なお、要綱第13条に基づく報告のとりまとめを行う本・支店等は、当該県外本・支店等の取扱金融機関に対して、県が定める融資条件の適用や融資実績の報告手続き等を確実に行わなければならない。

附 則

- 1 この取扱細目は、令和7年4月1日から適用する。
- 2 この取扱細目は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 この取扱細目は、令和7年5月12日から適用する。
- 4 この取扱細目は、令和7年9月8日から適用する。

1. 經營安定型資金

資金区分			料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	
経営安定融資	セーフティネット別枠保証1, 2, 3, 4, 6号	保証料率	1.00										
	セーフティネット別枠保証7, 8号	責任共有保証料率	0.85										
セーフティネット保証5号		責任共有保証料率	0.85 (従業員数が30名以下の場合は、0.68)										
売上・利益減少対策融資		責任共有保証料率	1.52	1.40	1.24	1.24	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45		
	原油・原材料高騰等対策特別融資	責任共有保証料率	0.95	0.875	0.775	0.675	0.575	0.50	0.40	0.30	0.225		
借換支援融資		責任共有保証料率	1.52	1.40	1.24	1.24	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45		
経営改善型融資 経営安定資金	経営力強化サポート融資	セーフティネット保証5号	責任共有保証料率	0.85									
		一般保証	責任共有保証料率	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0.45	
	条件変更改善借換融資		責任共有保証料率	1.52	1.40	1.24	1.24	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	
	リターンアシスト長期保証融資		責任共有保証料率	1.52	1.40	1.24	1.24	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	
	リターンアシスト長期保証融資(別枠保証) セーフティネット保証1～4, 6号		保証料率	1.00									
	リターンアシスト長期保証融資(別枠保証) セーフティネット保証5号		責任共有保証料率	0.85 (従業員数が30名以下の場合は、0.68)									
	リターンアシスト長期保証融資(別枠保証) セーフティネット保証7, 8号		責任共有保証料率	0.85									
	再生支援融資(つなぎ枠)		責任共有保証料率	1.76									
	無担保保証	責任共有保証料率	1.408										
事業再生サポート融資		責任共有保証料率	0.80										
		保証料率	1.00										
		経営改善・再生支援強化枠	責任共有保証料率	0.30									
			保証料率										
災害対応融資(一般枠) ※ () 内は県保証協会割引後の保証料率		責任共有保証料率	1.52 (1.42)	1.40 (1.30)	1.24 (1.14)	1.08 (0.98)	0.92 (0.82)	0.80 (0.70)	0.64 (0.54)	0.48 (0.38)	0.36 (0.26)		
災害対応融資(別枠)		保証料率	1.00										
災害対応融資(激甚災害枠)		保証料率	1.00										

2. 体質強化型資金

(令和7年9月8日現在) (単位: %)

	資金区分		料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
体質強化資金	小口零細企業保証資金		保証料率	1.76	1.60	1.44	1.44	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
	「企業経営の未病改善」の確認を受けた者		保証料率	1.32	1.20	1.08	1.08	1.08	0.88	0.72	0.56	0.40
	小口零細企業保証資金 (ミニ)		保証料率	1.32	1.20	1.08	1.08	1.08	0.88	0.72	0.56	0.40
	「企業経営の未病改善」の確認を受けた者		保証料率	0.88	0.81	0.81	0.81	0.81	0.66	0.54	0.42	0.30
	小規模事業資金 (小規模クイック融資)		責任共有保証料率	1.52	1.40	1.24	1.24	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
事業振興資金	「企業経営の未病改善」の確認を受けた者		責任共有保証料率	1.14	1.05	0.93	0.93	0.92	0.80	0.64	0.48	0.36
	特別小口		保証料率	0.80								
	「企業経営の未病改善」の確認を受けた者		保証料率	0.60								
	事業振興融資		責任共有保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
	流動資産担保融資		責任共有保証料率	0.34								
	生産性向上支援融資		責任共有保証料率	0.34								
	新たな事業展開 対策融資	一般保証	責任共有保証料率	1.52	1.40	1.24	1.24	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
		特定下請連携事業関連保証	責任共有保証料率	0.68								
	経営革新支援融資	経営革新関連保証	責任共有保証料率	0.68								
		海外投資関係保証	責任共有保証料率	1.00								
	協調支援型特別融資	プロパー融資を同時に受けた者	責任共有保証料率	0.95	0.88	0.78	0.68	0.58	0.50	0.40	0.30	0.23
		経営行動計画の策定、実行、報告を行う者	責任共有保証料率	1.43	1.32	1.17	1.02	0.87	0.75	0.60	0.45	0.34
	B C P 策 定 支 援 融 資	一般保証	責任共有保証料率	1.52	1.40	1.24	1.24	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
		「企業経営の未病改善」の確認を受けた者	責任共有保証料率	1.14	1.05	0.93	0.93	0.92	0.80	0.64	0.48	0.36
		事業継続力強化関連保証	責任共有保証料率	0.68								
		「企業経営の未病改善」の確認を受けた者	責任共有保証料率	0.54								
		連携事業継続力強化保証	責任共有保証料率	0.68								
		「企業経営の未病改善」の確認を受けた者	責任共有保証料率	0.54								
	輸出入促進融資		責任共有保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45

3. ライフステージ対応型資金

(令和7年9月8日現在) (単位：％)

資金区分			料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		
ライフステージ別資金 ライフステージ対応型資金	創業支援融資（創業関連保証制度要綱・再挑戦支援保証制度要綱）		保証料率	0.6（県保証協会割引後 0.4）										
			保証料率	0.8（県保証協会割引後 0.6）										
	創業特例（創業関連保証制度要綱・再挑戦支援保証制度要綱）		保証料率	0.4（県保証協会割引後 0.0）										
	創業特例（スタートアップ創出促進保証制度要綱）		保証料率	0.6（県保証協会割引後 0.2）										
	事業承継関連融資	一般保証	責任共有保証料率	1.52	1.40	1.24	1.24	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45		
		「企業経営の未病改善」の確認を受けた者	責任共有保証料率	1.14	1.05	0.93	0.93	0.92	0.80	0.64	0.48	0.36		
		経営承継関連保証	責任共有保証料率	1.52	1.40	1.24	1.24	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45		
		「企業経営の未病改善」の確認を受けた者	責任共有保証料率	1.14	1.05	0.93	0.93	0.92	0.80	0.64	0.48	0.36		
		特定経営承継関連保証	責任共有保証料率	1.52	1.40	1.24	1.24	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45		
		「企業経営の未病改善」の確認を受けた者	責任共有保証料率	1.14	1.05	0.93	0.93	0.92	0.80	0.64	0.48	0.36		
		経営承継準備関連保証	責任共有保証料率	1.52	1.40	1.24	1.24	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45		
		「企業経営の未病改善」の確認を受けた者	責任共有保証料率	1.14	1.05	0.93	0.93	0.92	0.80	0.64	0.48	0.36		
		特定経営承継準備関連保証	責任共有保証料率	1.15										
		「企業経営の未病改善」の確認を受けた者	責任共有保証料率	0.92										
		事業承継特別保証	中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターの確認を受けていない者のうち、「企業経営の未病改善」の確認も受けていない者	責任共有保証料率	1.52	1.40	1.24	1.24	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	
			中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターの確認を受けた者のうち、「企業経営の未病改善」の確認を受けていない者	責任共有保証料率	0.92	0.80	0.68	0.68	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20	
			中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターの確認を受けてない者のうち、「企業経営の未病改善」の確認を受けた者	責任共有保証料率	1.14	1.05	0.93	0.93	0.92	0.80	0.64	0.48	0.36	
			中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターの確認を受けた者のうち、「企業経営の未病改善」の確認を受けた者	責任共有保証料率	0.69	0.60	0.51	0.51	0.48	0.40	0.32	0.24	0.16	
			経営承継借換関連保証	中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターの確認を受けてない者のうち、「企業経営の未病改善」の確認も受けていない者	責任共有保証料率	1.52	1.40	1.24	1.24	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
				中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターの確認を受けた者のうち、「企業経営の未病改善」の確認を受けていない者	責任共有保証料率	0.92	0.80	0.68	0.68	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20
中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターの確認を受けてない者のうち、「企業経営の未病改善」の確認を受けた者	責任共有保証料率			1.14	1.05	0.93	0.93	0.92	0.80	0.64	0.48	0.36		
中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターの確認を受けた者のうち、「企業経営の未病改善」の確認を受けた者	責任共有保証料率			0.69	0.60	0.51	0.51	0.48	0.40	0.32	0.24	0.16		
政策連動資金	脱炭素（カーボンニュートラル）促進融資	一般保証 ※（ ）内は県保証協会割引後の保証料率	責任共有保証料率	0.95 (0.85)	0.875 (0.775)	0.775 (0.675)	0.675 (0.575)	0.575 (0.475)	0.50 (0.40)	0.40 (0.30)	0.30 (0.20)	0.225 (0.125)		
		公害防止保証	責任共有保証料率	1.15										
	SDGsパートナー支援融資 ※（ ）内は県保証協会割引後の保証料率	責任共有保証料率	1.52 (1.42)	1.40 (1.30)	1.24 (1.14)	1.24 (1.14)	1.15 (1.05)	1.00 (0.90)	0.80 (0.70)	0.60 (0.50)	0.45 (0.35)			
その他	かながわイノベーション戦略的支援融資	一般保証 ※（ ）内は県保証協会割引後の保証料率	責任共有保証料率	1.52 (1.33)	1.40 (1.22)	1.24 (1.08)	1.22 (1.08)	1.15 (1.03)	1.00 (0.90)	0.80 (0.72)	0.60 (0.54)	0.45 (0.40)		
		創業支援融資の対象者	保証料率	0.4（県保証協会割引後 0.0）										

- ※1 この一覧は、各融資の主な信用保証料率を記載したものであり、上記以外の場合については、県信用保証協会の所定料率となります。
- ※2 「①～⑨」の区分は、県信用保証協会の料率区分となります。貸借対照表の作成がない場合などは、⑤区分と同等の料率が適用されることがあります。
- ※3 利用条件によっては、「有担保保証による割引」及び「会計処理による割引」が適用され、信用保証料率が各0.1%割引されることがあります。
- ※4 制度融資の見直し等により、内容が変更になる場合があります。
- ※5 経営安定資金「事業再生サポート融資（感染症対応枠）・（経営改善・再生支援強化枠）」並びに事業振興資金「伴走支援型特別融資」及び「協調支援型特別融資」は、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については国及び県の補助の対象外となり、次表の信用保証料率が適用されます。

＜事業再生サポート融資（感染症対応枠）・（経営改善・再生支援強化枠）＞

保証制度による経営者保証免除対応の適用有無	信用保証料率	
	責任共有制度	
	対象	対象外
適用無し	0.80%	1.00%
適用有り	1.00%	1.20%

＜伴走支援型特別融資 セーフティネット保証4号、セーフティネット保証5号、激甚災害（令和六年能登半島地震）＞

保証制度による経営者保証免除対応の適用有無	信用保証料率
適用無し	0.85%
適用有り	1.05%

＜伴走支援型特別融資 一般保証＞

保証制度による経営者保証免除対応の適用有無	信用保証料率									
	料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
適用無し	／	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
適用有り	／	2.10	1.95	1.75	1.55	1.35	1.20	1.00	0.80	0.65

＜協調支援型特別融資＞

信用保証料率									
料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
／	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45

- ※6 体質強化資金「コロナ新事業展開対策融資」において、信用保証料率を0.00%として取

り扱った融資の条件変更に伴い追加して生じる信用保証料率については、次表の信用保証料率が適用されます。

区分		信用保証料率
コロナ新事業展開対策融資	セーフティネット保証4号	1.00%
	セーフティネット保証5号	0.85%

※7 経営安定資金「売上・利益減少対策融資」の「原油・原材料高騰等対策特別融資」において信用保証料率を0.00%又は別記のとおり取り扱った融資及び「原油・原材料高騰等対策特別融資（小口）」の条件変更に伴い追加して生じる信用保証料率については、次表の信用保証料率が適用されます。

料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45

(別記)

料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率	0.95	0.875	0.775	0.675	0.575	0.50	0.40	0.30	0.225

※8 事業振興資金「かながわ伴走支援型特別融資」は、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については県の補助の対象外となり、次表の信用保証料率が適用されます。

＜かながわ伴走支援型特別融資 セーフティネット保証5号＞

信用保証料率
0.85%

＜かながわ伴走支援型特別融資 一般保証＞

信用保証料率									
料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45

※9 事業者選択型経営者保証非提供制度により、保証料率に0.25%又は0.45%上乗せすることで経営者保証を不要とできる場合があります。